

別表

事業名	交付対象事業者	採択基準	補助率		適用
			国費	県費	
1 耕作条件改善事業	国交付要綱別表1に掲げるもの	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第2に該当するもの。	1 要綱別表の区分の欄の1に掲げる事業 2 要綱別表の区分の欄の2に掲げる事業	定額 50 100 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項	

				<p>の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村(同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。))を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村(同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。))を含む。))をいう。以下同じ。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。)、急傾斜畑地帯(受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域(水田地帯を除く。))をいう。以下同じ。))又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。))に</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>おいては、$\frac{55}{100}$</p> <p>(備考1) 特定市町村の区域のうち離島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、実施要綱第8の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては$\frac{55}{100}$、令和4年度にあつては$\frac{55}{100}$、令和5年度にあつては$\frac{54}{100}$、令和6年度にあつては$\frac{53}{100}$、令和7年度にあつては$\frac{52}{100}$、令和8年度にあつては$\frac{51}{100}$とする。</p> <p>(備考2) 特別特定市町村の区域のうち離島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、実施要綱第8の2による事業採択があった年</p>		
--	--	--	--	--	--

				度に応じて、それぞれ令和 3年度にあつては <u>55</u> 100 、令和4年度にあつては <u>55</u> 100 、令和5年度にあつては <u>55</u> 100 、令和6年度にあつては <u>54</u> 100 、令和7年度にあつては <u>53</u> 100 、令和8年度にあつては <u>52</u> 100 、令和9年度にあつては <u>51</u> 100 とする。		
--	--	--	--	---	--	--

<p>2 基盤整備促進事業</p>	<p>新潟県基盤整備促進事業実施要綱（平成 28 年 12 月 21 日付け農整第 325 号）第 4 に該当するもの</p>	<p>新潟県基盤整備促進事業実施要綱（平成 28 年 12 月 21 日付け農整第 325 号）第 2 に掲げる事業に該当するもの</p>		<p>$\frac{50}{100}$ ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域においては、$\frac{55}{100}$</p>	<p>$\frac{12.5}{100}$ ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域においては、$\frac{17.5}{100}$ 区画整理単独実施地区については $\frac{10}{100}$ ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域においては、$\frac{15}{100}$</p>	
-------------------	---	---	--	--	--	--

3 団体営里地棚田保全整備事業	新潟県里地棚田保全整備事業実施要綱（平成 28 年 12 月 21 日付け農環第 148 号）第 4 に該当するもの	新潟県里地棚田保全整備事業実施要綱（平成 28 年 12 月 21 日付け農環第 148 号）第 2 に掲げる事業に該当するもの		55 100	県土保全型の農業生産基盤整備においては <u>22.5</u> 100 土地改良施設等基盤整備においては <u>12.5</u> 100 県土保全型以外の農業生産基盤整備においては <u>20</u> 100 土地改良施設等基盤整備においては <u>10</u> 100	
4 地形図作成事業	国交付要綱別表 1 に掲げるもの	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に該当するもの。	要綱別表の区分の欄の 2 の(14)に掲げる事業	50 100 ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域においては、 <u>55</u> 100		